

2010年9月3日

環境省自然環境局野生生物課
亀澤 玲治様

「特定鳥獣保護管理計画作成のための
ガイドライン（ニホンザル編）」に対する意見書

日本霊長類学会
会長 高畑由起夫

平素より、日本霊長類学会の活動に対して、ご理解ならびにご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、貴省では、このたび「特定鳥獣保護管理計画技術マニュアル（ニホンザル編）」を改訂され、「特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン（ニホンザル編）」（以下、新ガイドラインと表記いたします）を刊行されました。

日本霊長類学会におきましては、これまで貴省のお求めに応じて、ガイドライン案文の作成過程において、2度に渡って意見書を提出しました。さらに、昨年11月～12月にかけて貴省がパブリックコメントを募集された折には、意見提出をおこないませんでした。今回、新ガイドラインを拝見いたしまして、あらためて学会としての考えと要望をお伝えいたしたく、ここに意見書を提出する次第です。

まず、今回の案文作成過程におきまして、当学会が貴省に提言した意見の基調についてあらためて確認したいと存じます。その要点は、次の4点にまとめられます。(1) 被害軽減には農地管理、防除器具の設置を含めた総合的な対策が必要です。改訂案においては、捕獲が被害問題に対する絶対的な解決法だと印象付ける記述が多いので修正する必要があります。(2) 学会として、被害軽減の一手段としての捕獲が必要な場合もあると考えていますが、その実施にあたっては、個体群の絶滅回避のための基準と指標を記すべきであります。(3) 捕獲を実施する際の原則や基本的な考え方や基準の記載が不十分であり、被害軽減に効果的な捕獲を行うための技術書のレベルに達していないと判断されます。(4) 個体数調整あるいは有害捕獲が適正化されないままに、それらによる捕獲個体が医学実験に利用されないよう明記すべきです。

新ガイドラインを拝見いたしますと、「共通編」において総合的な被害対策の必要性が述べられるなど、当学会の主張を取り入れ改善いただいた点もありま

す。しかしながら、国が個体群保全のための基準と指標を示すべきという当学会の主張に対しては、都府県がそれぞれ取り扱いを決めるとの考え方が変更されておりません。この点について、学会として、はなはだ遺憾を感じる次第です。確かに、被害対策、捕獲の効率化等については、都府県や市町村など地域の工夫、努力によって解決できるところも多いかと考えます。しかし、ニホンザル全体を俯瞰して個体群保全の概念を定め、保全の基準や指標を決定することは、生物学的判断からも、またニホンザルが国民共有の貴重な財産であるという観点からも、とうてい都府県の判断だけにまかせることはできない課題であると考えます。学会としてはあらためて、環境省は個体群保全についての研究を支援、推進し、研究者、識者、行政担当者を交えて検討した個体群保全の基準と指標について国の考え方を明確に示すべきであると強く要望する次第です。

さらに、当学会として遺憾に感じるのは、新ガイドラインにおいて、個体群保全のための具体的方法が示されないまま、捕獲による対策を推進する方針が打ち出されていることが挙げられます。この結果、ニホンザルの個体群の分断や縮小が進む一方で、肝心の被害が軽減されない可能性を強く懸念いたします。この点、ぜひモニタリングの実施とその結果を踏まえた、総合的防除策の推進の方向を打ち出していただくよう強くお願いします。モニタリングの必要性について、確かに、新ガイドラインの中にも記載されております。しかし、現場では、都府県や市町村に財政的余裕がなく、専門家もいないなどの理由から、たとえ重要性について理解されていても、モニタリングを実施できないところが多いようです。この点、地方自治体への財政支援とあわせて、モニタリングの実施について強く指導していただけるようお願いいたします。

以上、野生ニホンザルの保護管理に関して当学会の考えと要望をご理解いただければ幸いです。なお、日本霊長類学会といたしましては、ニホンザルのより適切な保護管理を目指して、今後とも協力させていただきたく所存です。

<問合せ先>

日本霊長類学会自然保護担当理事

川本 芳

住所 愛知県犬山市官林 41-2

京都大学霊長類研究所

電話 0568-63-0527

E-mail: kawamoto@pri.kyoto-u.ac.jp